

横浜都心部コミュニティサイクル事業における事業者選定に関する プロポーザル実施要綱

制定・施行 平成 25 年 10 月 25 日 都交第 717 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市がコミュニティサイクル事業者と協働で実施する「横浜都心部コミュニティサイクル事業」（以下「本事業」という）について、プロポーザル方式により事業者を選定する事務取扱については、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、プロポーザル方式とは、業務の事業候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、提案資格があると認められた者から当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリング等を実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した事業候補者を特定する方式をいう。

（選定委員会の設置）

第 3 条 横浜市は、本事業についてプロポーザル方式により事業候補者を特定する際、横浜都心部コミュニティサイクル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 実施要領の作成
- (2) 横浜都心部コミュニティサイクル事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という）の設置並びに評価委員長及び評価委員の選定
- (3) 提案書評価基準（評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準）の作成、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等事業者の特定に必要な事項の設定

2 選定委員会は、委員長および委員を配置し、次のとおりとする。

委員長	都市整備局	局長
委員	都市整備局	副局長
	都市整備局	企画部長
	都市整備局	都市交通部長
	都市整備局	都心再生部長
	都市整備局	地域まちづくり部長
	都市整備局	市街地整備部長
	都市整備局	総務課長
	財政局	契約第二課長

- 3 選定委員会の会議は、委員長が招集する。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員（委員長、事業所管の委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（評価委員会の設置）

第4条 選定委員会は、本事業について、評価委員会を設置し、第13条の定めるところにより、事業候補者を特定するものとする。

- 2 評価委員会は、選定委員会が前条第1項第1号及び第3号の規定により設定した事業候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとする。

（評価委員長及び評価委員の選定）

第5条 選定委員会は、評価委員会の委員長を選定委員会の委員の中から選定するものとする。ただし、事業担当部の長並びに事業担当課の長、係長及び係員を評価委員会の委員長に選定することはできない。

- 2 選定委員会は、評価委員会の委員を5名以上選定しなければならない。この場合において、委員は2名以上を、選定委員会の委員の中から選定するものとする。

（提案資格）

第6条 横浜市は、本事業についてプロポーザル方式により事業候補者を特定する際、次の各号に定める事項を、本事業に係る提案資格として定めるものとする。

- (1) 契約規則第7条の規定による審査の結果、当該年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載された者であること。参加意向申出書提出時に、一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者に関しては、提案書提出時までに入札参加資格審査に申請し、協定締結までに名簿に登載されることを必要とする。

※入札参加資格審査申請については、「ヨコハマ・入札のとびら」参照。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

- (2) 公益法人、営利法人、特定非営利活動法人等の法人とする。ただし、一事業者に限らず、複数事業者の連合体での応募も可能とし、その場合は、代表となる法人からの応募とする。

（実施の公表）

第7条 横浜市は、プロポーザル方式により事業候補者を特定しようとする場合は、次に掲げる事項を、ホームページへの掲示等により公表するものとする。

- (1) 事業名、事業内容及び事業期間
- (2) 提案書の提出者の資格
- (3) 提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当部課
- (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法

- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (8) 提案書において使用する言語及び通貨
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) 評価が同点となった場合の措置
- (11) その他、横浜市が必要と認める事項

(参加表明手続)

第8条 本事業において提案書の提出を希望する者は、横浜市が定める必要書類を指定する日までに提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第9条 横浜市は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第6条の規定に基づく本事業に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 横浜市は、意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、本事業の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第10条 横浜市は、意向申出者に対し、第7条に定める公表内容において指定する日までに、提案資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書（様式1）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった意向申出者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の参加資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、横浜市に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(提案書の提出要請)

第11条 横浜市は、第9条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書（様式2）により、提案書の提出を要請するものとする。

2 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、業務の性格上、要請者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合には、要請者が一同に会さない形で、個々の要請者に説明を行うことは妨げない。

(評価委員会の審議)

第12条 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。

2 評価委員会の各評価委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容について、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準に基づき採点を行い、評価委員会は、各評価委員の判定に基づく採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、そ

れ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。

- 3 評価委員は、評価委員会での審議において、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準について確認をすることができる。ただし、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣については、審議しないように努めなければならない。
- 4 評価委員の採点は、評価委員会で集計し合計点を算出するものとし、評価委員は、その採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認しなければならない。
- 5 評価委員会は、前各項の規定により提案者の順位を決定した時は、選定委員会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、提案内容について審議した場合はその記録その他選定委員会が必要とする書類を評価結果として報告しなければならない。

(評価委員会の評価結果に対する選定委員会による審査)

第 13 条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を事業候補者として特定するものとする。
 - 3 選定委員会は、第 1 項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認めた場合は、評価委員会に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに評価委員会を設置し、改めて提案を評価させることができる。

(事業候補者の特定および事業者の選定)

第 14 条 横浜市は、選定委員会から事業候補者として特定すべきものについて報告を受けた場合は、事業候補者として特定するものとする。

- 2 横浜市は、事業候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（様式 3）により通知するものとする。
- 3 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。
- 4 非特定者は横浜市に対し書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 5 横浜市は、特定者に対して本事業に係る協定締結の交渉（1 か月程度）を行い、合意に達した場合には、特定者を事業者として選定し協定を締結する。
- 6 前項の交渉が不成立の場合は市は順次、次点以下の提案者と協定締結の交渉を行うものとする。

(提案資格の喪失等)

第 15 条 本事業について提案資格を有することについて横浜市の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 第 6 条に規定する本事業に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、横浜市は、当該提案者に対し、本事業に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第 16 条 横浜市は、提案者が多数あり、事業候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることができる。

(結果の公表)

第 17 条 事業者の選定結果については、ホームページに公表するものとする。

(庶務)

第 18 条 本要綱に関わる庶務は、都市整備局都市交通課が行う。

(その他の事項)

第 19 条 本要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

(様式1)

平成25年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市長 林 文子

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに 局 課へ
その旨を記載した書面を提出してください。

【連絡先】

所属：

氏名：

電話：

F A X：

e-mail：

(様式2)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市長 林 文子

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提出意思確認書及び提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：

提出書類

- 1 提案書 (提出期限 月 日)
- 2 質問書様式 (提出期限 月 日)

【連絡先】

所属：

氏名：

電話：

F A X：

e-mail：

注：提案書を提出しない場合には、書類の提出は必要ありませんが、ヒアリングを円滑に実施するため、できる限り早期にご連絡をお願いいたします。

(様式3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市長 林 文子

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

結果①：最適であると特定しました。 契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに 局 課へ
その旨を記載した書面を提出してください。

【連絡先】

所属：

氏名：

電話：

F A X：

e-mail：